京都弁護士会個人情報保護規則（規則第一三〇号）

二〇〇五年三月十日　制　定
二〇一〇年三月二十五日　一部改正
二〇一七年七月十九日　〃
二〇二二年十一月二十四日　〃

（目的）

第一条　この規則は、京都弁護士会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適切な保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　個人情報　生存する個人に関する情報であって、次に掲げるもののいずれかに該当するものをいう。

イ　当該情報に含まれる氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名を含む。）、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項から個人識別符号を除いたものをいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

ロ　個人識別符号が含まれるもの

二　個人識別符号　次に掲げるもののいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「個人情報保護法施行令」という。）第一条が定めるものをいう。

イ　特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

ロ　個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

三　要配慮個人情報　本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、個人情報保護法施行令第二条が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

四　本人　個人情報によって識別される特定の個人をいう。

五　電磁的記録　電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。

六　個人情報データベース等　個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして個人情報保護法施行令第四条第一項で

定めるものを除く。）をいう。

イ　特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

ロ　イに掲げるもののほか、この号に規定する情報の集合物に含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

七　個人データ　個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

八　保有個人データ　本会が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、次に掲げるもの以外のものをいう。

イ　当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

ロ　当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

ハ　当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

ニ　当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

九　仮名加工情報　次に掲げる個人情報の区分に応じて当該イ及びロに定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

イ　第一号イに該当する個人情報　当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

ロ　第一号ロに該当する個人情報　当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

十　匿名加工情報　次に掲げる個人情報の区分に応じて当該イ及びロに定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

イ　第一号イに該当する個人情報　当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

ロ　第一号ロに該当する個人情報　当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

十一　個人関連情報　生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

十二　個人関連情報データベース等　個人関連情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるいずれかに該当するもの

イ　特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

ロ　イに掲げるもののほか、この号に規定する情報の集合物に含まれる個人関連情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引、その他検索を容易にするためのものを有するもの

（基本理念）

第三条　本会は、個人情報が、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いを図るものとする。

（適用範囲）

第四条　この規則は、本会の役員、職員その他本会の委嘱を受けて本会が保有する個人情報を利用する本会の弁護士会員、弁護士法人会員、外国特別会員、外国法事務弁護士法人特別会員及び共同法人会員（以下「会員等」という。）に対して適用する。

（利用目的の特定）

第五条　本会は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定し、当該目的の達成に必要な範囲内で取り扱う。

2　本会は、前項の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わない。

（目的外利用の制限）

第六条　本会は、前条により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、あらかじめ本人の同意を得た上で行う。

2　本会は、他の個人情報取扱事業者（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下同じ。）から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ、本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わない。

3　前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一　法令（条例を含む。以下同じ。）に基づく場合

二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき。

五　本会が学術研究機関等（大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。以下同じ。）に該当する場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六　学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあ

る場合を除く。）。

（不適正な利用の禁止）

第六条の二　本会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しない。

（適正な取得）

第七条　本会は、個人情報の取得について、適法かつ適正な方法で行い、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。

２　本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得しない。

一　法令に基づく場合

二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき。

五　本会が学術研究機関等に該当する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六　学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（本会と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七　当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等その他次に掲げるもののいずれかに該当する者により公開されている場合

イ　個人情報保護法第五十七条第一項各号に掲げる報道機関その他の者

ロ　個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号。以下「個人情報保護法施行規則」という。）第六条で定める外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下このロにおいて同じ。）の政府機関、外国の地方公共団体、国際機関、外国において学術研究機関等に相当する者、報道機関その他の者

八　その他前各号に準ずるものとして次に掲げるもののいずれかに該当する場合

イ　本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

ロ　第十四条第四項第一号から第三号までに掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

ハ　本号イ、ロに掲げるほか、個人情報保護法施行令第九条でこれと異なる場合が新たに定められたときには、その新たに定められた各場合

（直接取得の原則）

第八条　本会は、個人情報の取得について、原則として本人から直接取得するように努める。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

一　法令に基づく場合

二　本人の同意がある場合又は同意のあることが推定される場合

三　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、緊急かつやむを得ないと認められる場合
四　出版、報道等により公にされている場合
五　法律相談等弁護士会の正当な業務の遂行に必然的に第三者情報が含まれる場合

（取得に際しての利用目的の通知等）

第九条　本会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表する。

2　本会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3　本会は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表する。

4　前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
一　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
二　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
三　国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき。
四　取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

（データ内容の正確性の確保）

第十条　本会は、個人データは、その利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つように努める。

（安全管理措置）

第十一条　本会は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のために、必要かつ適切な措置を講じる。

（会員等の監督）

第十二条　本会は、会員等に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるように、当該会員等に対し必要かつ適切な監督を行なう。

（委託先の監督）

第十三条　本会は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行なう。

（漏えい等の報告等）

第十三条の二　本会は、要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）、不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データ若しくは不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等又は個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、個人情報保護法施行規則第八条の規定に従って個人情報保護法の規定により設置された個人情報保護委員会に報告する。ただし、本会が、他の個人情報取扱

事業者又は行政機関等（個人情報保護法第二条第十一項に規定する行政機関等をいう。以下同じ。）から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護法施行規則第九条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

2　前項に規定する場合（同項ただし書の規定による通知を行った場合を除く。）には、本会は、本人に対し、個人情報保護法施行規則第十条の規定に従って、当該事態が生じた旨を通知する。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

（第三者提供の制限）

第十四条　本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しない。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

一　法令に基づく場合

二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき。

五　本会が学術研究機関等に該当する場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六　本会が学術研究機関等に該当する場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（本会と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七　当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

2　本会は、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報又は第七条第一項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項の規定により提供を受けたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護法施行規則第十一条で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、第十三条の二第一項の個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一　本会の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　第三者への提供を利用目的とすること。

三　第三者に提供される個人データの項目

四　第三者に提供される個人データの取得の方法

五　第三者への提供の方法

六　本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者

への提供を停止すること。

七　本人の求めを受け付ける方法

八　第三者に提供される個人データの更新の方法及び当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

3　本会は、前項第一号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護法施行規則第十一条で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、第十三条の二第一項の個人情報保護委員会に届け出る。

4　次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一　本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

二　事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三　特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名（弁護士又は外国法事務弁護士であって、職務上の氏名を使用している場合には、職務上の氏名をいう。以下同じ。）又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。以下この条及び第十四条の四第一項第一号において同じ。）の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

四　当会の業務を遂行するために必要な範囲において、本会会員の個人データが他の会員に提供される場合

5　本会は、前項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く。

（外国にある第三者への提供の制限）

第十四条の二　本会は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第十四条の五第一項第二号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護法施行規則第十五条で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについて個人情報保護法第四章第二節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護法施行規則第十六条で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得る。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

2　本会は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護法施行規則第十七条で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が

講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供する。

3　本会は、個人データを外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護法施行規則第十八条で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供する。

（第三者提供に係る記録の作成等）

第十四条の三　本会は、個人データを第三者（個人情報保護法第十六条第二項各号に掲げる者を除く。以下この条から第十四条の五までにおいて同じ。）に提供したときは、個人情報保護法施行規則第十九条で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名その他個人情報保護法施行規則第二十条で定める事項に関する記録を作成する。ただし、当該個人データの提供が第十四条第一項各号又は第四項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあっては、第十四条第一項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

2　本会は、前項の記録を、当該記録を作成した日から三年間保存する。ただし、個人情報保護法施行規則第二十一条がこれと異なる保存期間を定める場合は、その定めによる。

（第三者提供を受ける際の確認等）

第十四条の四　本会は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護法施行規則第二十二条で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行う。ただし、当該個人データの提供が第十四条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2　本会は、個人情報取扱事業者が個人情報保護法第三十条第一項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽らない。

3　本会は、第一項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護法施行規則第二十三条で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護法施行規則第二十四条で定める事項に関する記録を作成する。

4　本会は、前項の記録を、当該記録を作成した日から三年間保存する。ただし、個人情報保護法施行規則第二十五条がこれと異なる保存期間を定める場合は、その定めによる。

（個人関連情報の第三者提供の制限等）

第十四条の五　本会は、第三者が個人関連情報データベース等を構成する個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、第十四条第一項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護法施行規則第二十六条で定める方法により確認をした後でなければ当該個人関連情報を当該第三者に提供をしない。

一　当該第三者が本会から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

二　外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護法施行規則第十七条で定める方法により、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護

に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

2　第十四条の二第三項の規定は、前項の規定により本会が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供する」とあるのは、「講ずる」と読み替えるものとする。

3　本会は、個人関連情報取扱事業者（個人情報保護法第十六条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者をいう。以下同じ。）が個人情報保護法第三十一条第一項の規定による確認を行う場合において、当該個人関連情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽らない。

4　本会は、第一項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護法施行規則第二十七条で定めるところにより、当該個人関連情報を提供した年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護法施行規則第二十八条で定める事項を記録する。

5　本会は前項の記録を、当該記録を作成した日から三年間保存する。ただし、個人情報保護法施行規則第二十九条がこれと異なる保存期間を定める場合はその定めによる。

（保有個人データに関する事項の公表等）

第十五条　本会は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置く。

一　本会の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　全ての保有個人データの利用目的（第九条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）

三　次項の規定による求め又は第十七条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第十七条の二第一項、第十七条の三第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に応じる手続（第二十条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

四　前三号に掲げるもののほか、本会が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先その他個人情報保護法施行令第十条で定めるもの

2　本会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

二　第九条第四項第一号から第三号までに該当する場合

3　本会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

（個人データの保存の制限等）

第十六条　本会は、個人データは、その利用目的の達成に必要な範囲内で保存期間を定めることを原則とし、当該期間経過後又は利用目的を達成した後は、遅滞なく廃棄又は消去する。

（開示）

第十七条　本人は、本会に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

2　本会は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、書面の交付、電磁的記録の提供その他本会の定めによる方法のうち開

示の請求を行った者が請求の際に選択した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては本会の指定する方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示することとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一　本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二　本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三　法令に違反することとなる場合

3　本会は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は前項の規定により本人が選択した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

4　他の法令の規定により、本人に対し第二項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

5　第一項から第三項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第十四条の三第一項及び第十四条の四第三項の記録（その在否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令第十一条で定めるものを除く。以下「第三者提供記録」という。）について準用する。

（訂正等）

第十七条の二　本人は、本会に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

2　本会は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく、必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行う。

3　本会は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知する。

（利用停止等）

第十七条の三　本人は、本会に対し、当該本人が識別される保有個人データが第六条若しくは第六条の二の規定に違反して取り扱われているとき、又は第七条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

2　本会は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行う。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3　本人は、本会に対し、当該本人が識別される保有個人データが第

十四条第一項又は第十四条の二の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

4　本会は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止する。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5　本人は、本会に対し、当該本人が識別される保有個人データを本会が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第十三条の二第一項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

6　本会は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行う。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときはこの限りでない。

7　本会は、第一項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

（理由の説明）

第十八条　本会は、第十五条第三項、第十七条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第十七条の二第三項又は前条第七項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部若しくは一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するように努める。

（開示等の請求等に応じる手続）

第十九条　本会は、第十五条第二項の規定による求め又は第十七条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第十七条の二第一項若しくは第十七条の三第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求（以下この条において「開示等の請求等」という。）につき、その申出先として個人情報取扱窓口を設けるものとし、開示等の請求等を受け付ける手続については、別に定める。

2　本会は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、本会は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等をすることができるよう、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとる。

3　開示等の請求等は、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は開示等の請求等をすることにつき本人が委任した代理人によってすることができる。

4　本会は、前三項の規定に基づき開示等の請求等を受け付ける方法を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮する。

（手数料）

第二十条　本会は、第十五条第二項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第十七条第一項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2　前項の手数料については、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、別に定める。

（仮名加工情報の作成等）

第二十条の二　本会は、仮名加工情報（個人情報保護法第十六条第五項及び個人情報保護法施行令第六条に規定する仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護法施行規則第三十一条で定める基準に従い、個人情報を加工する。

2　本会は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護法施行規則第三十二条で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じる。

3　本会は、第六条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第五条第一項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱わない。

4　仮名加工情報についての第九条の規定の適用については、同条第一項、第三項及び第四項第一号から第三号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。

5　本会は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努める。この場合においては、第十条の規定は、適用しない。

6　本会は、第十四条第一項及び第二項並びに第十四条の二第一項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供しない。この場合において、第十四条第四項中「前三項」とあるのは「第二十条の二第六項」と、同項第三号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第五項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」とあるのは「公表する」と、第十四条の三第一項ただし書中「第十四条第一項各号又は第四項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあっては、第十四条第一項各号のいずれか）」とあり、及び第十四条の四第一項ただし書中「第十四条第一項各号又は第四項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第十四条第四項各号のいずれか」とする。

7　本会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合しない。

8　本会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定

する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護法施行規則第三十三条で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用しない。

9　仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第五条第二項、第十三条の二、第十五条及び第十七条から第二十条までの規定はこれを適用しない。

（仮名加工情報の第三者提供の制限等）

第二十条の三　本会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第三項において同じ。）を第三者に提供しない。

2　第十四条第四項及び第五項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第四項中「前三項」とあるのは「第二十条の三第一項」に、同項第三号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第五項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」とあるのは「公表する」と読み替えるものとする。

3　第十一条から第十三条まで、第二十一条並びに前条第七項及び第八項の規定は、仮名加工情報の取り扱いについて準用する。この場合において、第十一条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第七項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

（匿名加工情報の作成等）

第二十条の四　本会は、匿名加工情報（個人情報保護法第十六条第六項及び個人情報保護法施行令第七条に規定する匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護法施行規則第三十四条で定める基準に従い、当該個人情報を加工する。

2　本会は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護法施行規則第三十五条で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じる。

3　本会は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護法施行規則第三十六条で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人の情報に関する項目を公表する。

4　本会は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護法施行規則第三十七条で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示する。

5　本会は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合しない。

6　本会は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の

内容を公表するよう努める。

（匿名加工情報の提供）

第二十条の五　本会は、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下同じ。）を第三者に提供するときは、個人情報保護法施行規則第三十八条において準用する同規則第三十七条で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示する。

（識別行為の禁止）

第二十条の六　本会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは個人情報保護法第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合しない。

（安全管理措置等）

第二十条の七　本会は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努める。

（苦情対応）

第二十一条　本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な対応に努める。

２　本会は、本人等からの個人情報の取扱いに関する苦情に対応するため、苦情対応窓口を設ける。

（個人情報保護管理責任者）

第二十二条　本会に、個人情報保護管理責任者を置き、会長をもってこれに充てる。

２　会長は、前項の職務を補佐する者として、副会長の内から一名を個人情報保護管理責任者補佐に指名する。

３　個人情報保護管理責任者は、個人情報の保護に関し、内部規定の整備、個人情報保護体制の整備、安全対策、会員等への教育訓練及び周知徹底の措置をすることを任務とする。

４　個人情報保護管理責任者は、この規則に定められた事項を遵守するとともに、会員等に理解させ、かつ遵守させなければならない。

（監査）

第二十三条　個人情報保護管理責任者は、本会における個人情報の管理の状況について監査させるため、本会会員の中から監査責任者を指名し、定期的に監査を行わせる。

２　監査責任者は、別に定めるところに従い、監査結果について監査報告書を作成し、個人情報保護管理責任者に報告しなければならない。

３　個人情報保護管理責任者は、前項の報告により、個人情報の管理について改善すべき事項があると思料するときは、関係者に対し改善のため必要な指示を行わなければならない。

４　前項の指示を受けた者は、速やかに、改善のため必要な措置を講じ、かつ、その内容を監査責任者に報告しなければならない。

５　監査責任者は、前項の改善内容を評価し、個人情報保護管理責任者に報告する。

（不服申立）

第二十四条　第十五条第三項、第十七条第三項、第十七条の二第三項又は第十七条の三第七項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらないことが

決定された場合、当該措置を求め又は請求した本人は、本会に対して不服を申し立てることができる。

２　不服申立の手続については、別に定める。

附　則（二〇〇五・三・一〇制定）

この規則は、日本弁護士連合会の承認を得て、二〇〇五年四月一日から施行する。（二〇〇五・三・一七承認）

附　則（二〇一〇・三・二五改正）

第二条第一号及び第十四条第四項第二号の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、二〇一〇年十二月一日から施行する。（二〇一〇・五・六承認）

附　則（二〇一七・七・一九改正）

第二条から第四条まで、第五条第二項、第六条、第七条、第九条第二項、第十一条、第十二条、第十四条第二項から第五項まで、第十四条の二から第十四条の四まで（新設）、第十五条第一項第二号、第三号及び第四号、第十七条、第十七条の二及び第十七条の三（新設）、第十八条、第十九条、第二十条第一項、第二十条の二から第二十条の五まで（新設）並びに第二十四条第一項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認のあった日から施行し、二〇一七年五月三十日から適用する。（二〇一七・八・二四承認）

附　則（二〇二二・一一・二四改正）

１　第六条第三項第一号の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、二〇二三年四月一日から施行する。

２　第二条、第六条第二項並びに第三項各号列記以外の部分、第五号（新設）及び第六号（新設）、第六条の二（新設）、第七条第二項、第八条、第九条第四項、第十一条、第十二条、第十三条の二から第十四条の五まで、第十五条第一項、第十七条第二項から第五項まで、第十七条の三第一項及び第五項から第七項まで、第十八条、第十九条第一項及び第二項、第二十条の二から第二十条の七まで並びに第二十四条第一項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行し、二〇二二年四月一日から適用する。（二〇二二・一二・一五承認）

附　則（二〇二二・一一・二四改正）

第四条及び第十四条第四項第三号の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行し、二〇二二年十一月一日から適用する。（二〇二三・一・一九承認）